

〈平成30・31年度〉
保険料率算定（案）の概要
（平成30年1月）

奈良県後期高齢者医療広域連合

◎ 平成30・31年度保険料率の算定方法について

- 平成30・31年度の2年間の医療給付費等の総額から、国・県・市町村の公費負担、若年者からの支援金等の収入を差し引いた額を保険料総額とします

費用		収入		=	保険料総額(※)
医療給付費	355,408百万円	国・県・市町村の公費負担	169,420百万円		
その他費用	3,050百万円	若年者からの支援金	148,146百万円		
その他費用内訳 保健事業 1,237百万円 審査支払手数料 852百万円 葬祭費 660百万円 その他 301百万円		剰余金等	2,008百万円		
計(I)	358,458 百万円	計(II)	319,574 百万円	計(III)	39,115 百万円

(※) 保険料未収入見込額含む

- 奈良県と全国の被保険者の平均所得金額を基礎に保険料総額を均等割・所得割に按分

保険料総額 39,115 百万円	=	被保険者均等割総額 18,720 百万円	+	所得割総額 20,395 百万円
----------------------------	---	--------------------------------	---	----------------------------

※ 制度上、全国平均と比較して被保険者の所得水準が高い奈良県（全国平均を1として、奈良県の所得係数1.08927518704）は所得割額に傾斜配分されます。
 均等割総額：所得割総額 = 1：1.0893 ≒ 47.86：52.14

- 被保険者均等割額の算定

被保険者均等割総額 18,720 百万円	÷	被保険者数 (H30・31年度) 414.5 千人	≒	均等割額 45,200 円
--------------------------------	---	--	---	-------------------------

- 所得割率の算定

所得割総額 20,395 百万円	÷	所得金額の総額 ※ 229,527 百万円	≒	所得割率 8.89 %
----------------------------	---	---------------------------------	---	-----------------------

※基礎控除後の総所得金額等（単年度）×2ヶ年分

第六期財政運営期間(平成30・31年度)の費用及び収入の内訳

* 保険料算定基礎データ(2年間分)

(単位:百万円)

項 目	平成30・31年度	備 考	
費 用	医療給付費等総額	355,408	医療費の伸び率については、実績に基づき算出
	財政安定化基金拠出金	134	県条例による拠出率(0.040%)
	特別高額医療費共同事業拠出金	167	著しく高額な医療費に対する負担金
	保健事業に要する費用	1,237	健康診査の実施費用
	審査支払手数料	852	単価:68.04円
	その他(葬祭費等)	660	葬祭費:3万円
	計(I)	358,458	
収 入	国庫負担金	85,513	医療給付費の 3/12 (高額医療費公費負担額を含む)
	調整交付金	25,565	" 約 1/12 (一人当たりの所得により増減)
	都道府県負担金	29,807	" 1/12 (高額医療費公費負担額を含む)
	市町村負担金	27,853	" 1/12
	後期高齢者交付金	148,146	若者からの支援金(38.82%)
	国庫補助(保健事業)	218	健康診査に対する補助金(補助率:1/3)
	特別高額医療費共同事業交付金	107	著しく高額な医療費に対する交付金
	その他の収入	357	第三者納付金
	都道府県補助	16	保険料額の抑制策
	市町村補助	16	保険料額の抑制策
	剰余金繰入額	1,976	前期財政運営期間の剰余金を活用
	財政安定化基金交付金	0	保険料率上昇抑制のための交付金
	計(II)	319,574	
小計(I - II)	38,884		

◎財政安定化基金は、県に設置(国・県・広域連合が拠出)

(単位:百万円)

項 目	金 額
①保険料収納必要額(I - II)	38,884
②予定保険料額収納率	99.41%
③保険料賦課総額(①÷②)(III)	39,115

項 目	現行保険料	新保険料 ※1	増減	伸び率
一人当たり保険料	73,418円	74,517円	1,099円	1.50%
均等割額	44,800円	45,200円	400円	0.89%
所得割率	8.92%	8.89%	-0.03%	-0.34%

※1 新保険料率における一人当たり保険料について(単年度)

保険料総額④	被保険者数⑤	一人当たり保険料(④÷⑤)
15,445,474,200円	207,275人	74,517円

・被保険者数⑤は平成30年度、平成31年度の2年平均

第六期財政運営期間(平成30・31年度)の保険料率の算定根拠

I. 保険料率算定の考え方 <算定に用いる諸係数等>

<1>被保険者数

奈良県人口統計ベースの伸び率を算出

平成30年度	203,751人 (前年度比：3.52%増)	平成31年度	210,816人 (前年度比：3.47%増)
--------	---------------------------	--------	---------------------------

<参考> H29年11月末日現在被保険者数：197,027人

<2>一人当たり医療給付費の伸び率

奈良県ベースの伸び率を算出

29年度→30年度	▲0.90%	30年度→31年度	0.69%上昇
-----------	--------	-----------	---------

<参考>

	27年度実績	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
一人当たり医療給付費	872,563円	851,945円	865,371円	857,575円	863,489円

<3>保険料予定収納率

平成25～28年度実績を踏まえて収納率を算出

平成30・31年度	99.41%
-----------	--------

<参考>

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
現年度分収納率(%)	98.96	99.25	99.32	99.33	99.29	99.34	99.40	99.44	99.47

(賦課総額 = 必要保険料額 ÷ 予定収納率)

<4>所得係数

1人当たり所得額を全国平均1とした場合の奈良県の係数(H28～H29の平均値)

平成30・31年度	1.08927518704
-----------	---------------

<参考>

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度暫定
所得係数	1.05828221458	1.07284268622	1.07957531696	1.08575986152	1.09217568824	1.09110278731	1.08744758676

<5>賦課割合〔均等割・所得割の割合〕

平成30・31年度	均等割：所得割	47.86：52.14
-----------	---------	-------------

※所得係数から均等割、所得割の比率を決定

<6>後期高齢者負担率〔後期高齢者医療被保険者が保険料(軽減前)で負担する割合〕

平成30・31年度	11.18%
-----------	--------

※高齢者の医療の確保に関する法律第100条第3項の規定に基づき、後期高齢者負担率が2年ごとに定められる

<参考>

	20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%	10.51%	10.73%	10.99%

<7>保険料賦課限度額

平成30・31年度	620,000円
-----------	----------

<参考>

	20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度
限度額	500,000円	500,000円	550,000円	570,000円	570,000円

II. 保険料率上昇の抑制策

<1> 適確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金を保険料を抑える原資に充当

H30年度への繰越見込額 : 1,976百万円

<2> 県及び市町村からの財政支援の継続を要請

「後期高齢者保険料負担軽減事業補助」として、

県 : 16百万円

市町村 : 16百万円

III. 保険料率(案)

	平成30・31年度		参 考(現行)		増 減 額 及 び 伸 び 率			
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
保険料率	45,200円	8.89%	44,800円	8.92%	400円	-0.03%	0.89%	-0.34%
1人当たり平均保険料額	74,517円		73,418円 ※1		1,099円		1.50%	

◎ 所得額が基準以下の方については、均等割額が軽減されます。

※1 一人当たり保険料額の参考(現行)欄については、H28・29実績平均値になります。

平成30・31年度の保険料計算例

○ 単身世帯

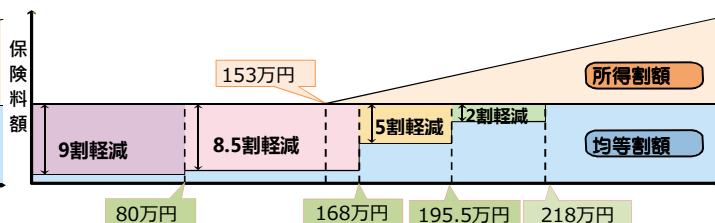
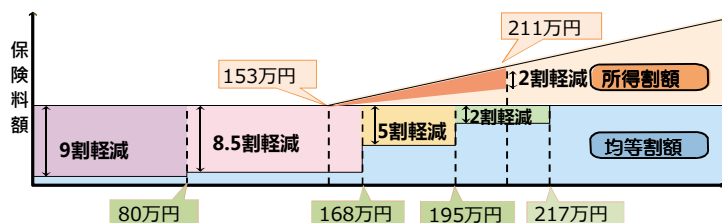
保 險 料 率		現 行		新保険料(H30・31年度)	
		均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割
		44,800円	8.92%	45,200円	8.89%
平均保険料額		73,418円		74,517円	
(29年度からの増減)				400円	-0.03%
				1,099円	
保 險 料 身 額	年金収入 80万円 (均等割: 9割軽減)	4,480円	0円	4,520円	0円
		4,400円		4,500円	
	年金収入 153万円 (均等割: 8.5割軽減)	6,720円	0円	6,780円	0円
		6,700円		6,700円	
	年金収入 168万円 (均等割: 8.5割軽減) (所得割: 2割軽減 ※ H30年度廃止)	6,720円	10,704円	6,780円	13,335円
		17,400円		20,100円	
	年金収入 195万円 (均等割: 5割軽減) (所得割: 2割軽減 ※H30年度廃止)	22,400円	29,971円	22,600円	37,338円
		52,300円		59,900円	
年金収入 211万円 (均等割: 2割軽減) (所得割: 2割軽減 ※H30年度廃止)	35,840円	41,389円	36,160円	51,562円	
	77,200円		87,700円		
年金収入 217万円 (均等割: 2割軽減)	35,840円	57,088円	36,160円	56,896円	
	92,900円		93,000円		
年金収入 281万円 (軽減なし)	44,800円	114,176円	45,200円	113,792円	
	158,900円		158,900円		

※ 平成30年度より保険料の所得割軽減が廃止となります。

※ 平成30年度より軽減対象世帯(5割・2割軽減)が拡充されます。

(現 行)

(改 正 後)



○ 2人(夫婦)世帯

		現 行				新保険料(H30・31年度)			
		均 等 割		所 得 割		均 等 割		所 得 割	
保 險 料 率		44,800円		8.92%		45,200円		8.89%	
平 均 保 險 料 額		73,418円				74,517円			
(29年度からの増減)						400円		-0.03%	
						1,099円			
		夫		妻		夫		妻	
		均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
保 險 料 額 2人世帯(夫が年金収入のみ、妻が80万円以下の場合)	年金収入 80万円 (均等割: 9割軽減)	4,480円	0円	4,480円	0円	4,520円	0円	4,520円	0円
		4,400円		4,400円		4,500円		4,500円	
	8,800円				9,000円				
	年金収入 153万円 (均等割: 8.5割軽減)	6,720円	0円	6,720円	0円	6,780円	0円	6,780円	0円
		6,700円		6,700円		6,700円		6,700円	
	13,400円				13,400円				
	年金収入 168万円 (均等割: 8.5割軽減) (所得割: 2割軽減 ※H30年度廃止)	6,720円	10,704円	6,720円	0円	6,780円	13,335円	6,780円	0円
		17,400円		6,700円		20,100円		6,700円	
24,100円				26,800円					
年金収入 211万円 (均等割: 5割軽減) (所得割: 2割軽減 ※H30年度廃止)	22,400円	41,389円	22,400円	0円	22,600円	51,562円	22,600円	0円	
	63,700円		22,400円		74,100円		22,600円		
86,100円				96,700円					
年金収入 222万円 (均等割: 5割軽減)	22,400円	61,548円	22,400円	0円	22,600円	61,341円	22,600円	0円	
	83,900円		22,400円		83,900円		22,600円		
106,300円				106,500円					
年金収入 266万円 (均等割: 2割軽減)	35,840円	100,796円	35,840円	0円	36,160円	100,457円	36,160円	0円	
	136,600円		35,800円		136,600円		36,100円		
172,400円				172,700円					
年金収入 281万円 (軽減なし)	44,800円	114,176円	44,800円	0円	45,200円	113,792円	45,200円	0円	
	158,900円		44,800円		158,900円		45,200円		
203,700円				204,100円					

※ 平成30年度より保険料の所得割軽減が廃止となります。
 ※ 平成30年度より軽減対象世帯(5割・2割軽減)が拡充されます。

(現 行)

(改 正 後)

